

## 令和3・4年度

## 南城市測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書提出要領

南城市が発注する測量及び建設コンサルタント業務等（建設工事に係る委託業務）の入札参加を希望される事業者は、以下の要領に基づき申請書類を提出してください。

## 1 入札参加資格審査申請要件

次の①～⑥までの要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に抵触しない者。（同条第2項各号に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。）
- ② 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。  
（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- ③ 雇用保険（労災保険）に加入していること。（従業員が一人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- ④ 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- ⑤ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 南城市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していない者。

## 2 入札参加資格審査申請の希望業種

南城市に登録を希望する業種は、法律上必要とする許可又は登録を受けた業種の中から『登録希望業種調書（様式第2号）』より選択してください。【指名希望チェック欄へ〇をお願いします。】なお、一度登録した業種、業務内容については次回（令和5・6年度）まで変更はできません。（地位の承継等による場合を除く。）

## 3 留意事項

- ① 測量業務を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
- ② 建築関係コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録を受けていること。
- ④ 入札参加資格審査申請をした者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。
  - ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
  - イ 審査のための実態調査及び不備書類の要求に応じないとき。
  - ウ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

※ 本店（支店又は営業所）確認の基準は、次のとおりです。

- ア 看板及び標識が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が居住兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- イ 本市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常駐していること。

- ウ 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
- エ 転送電話等のみでは事務所としてみなさない。
- オ 本店にあっては登記事項証明書（履歴事項証明書）に記載されていること。（法人に限る。）

#### 4 申請の方法

##### ① 受付期間

令和3年2月1日（月）～26日（金） ※土・日曜日、祝日を除く。

※ 郵送は2月26日（金）消印有効

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時00分

※ 申請期限間近は窓口が混雑しますので、早めの申請をお願いします。

##### ② 受付場所

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所2階 東側共用会議室（211）※文化課の隣

##### ③ 提出方法

ア 直接ご持参いただくか郵送での受付を行います。

郵送した書類に不備があった場合、着払いで返送し再度送付して頂く、又は来庁を依頼し不備の差し替えを行って頂くことがあります。

イ 様式申請資料は、「5 提出資料一覧表」の番号順にインデックス表示し、フラットファイルA4S版（グリーン）に綴り、表紙、背表紙に「令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書」及び「商号（会社名）」を明記し提出すること。

※ 申請書を持参する場合は、記載内容について説明できる方が持参してください。（行政書士等へ委託した場合、提出前に書類内容の確認をお願いします。）

※ 受付の控えを希望する場合は、「測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書（様式第1号）」のコピーを1部準備してください。

※ 郵送をする方で受付票を希望する場合は、受付票はがきを作成し（宛名記入・切手張付）同封してください。

#### 5 提出書類一覧表（N○1及びN○3以外の書類は写しでの提出可）

No	提出書類	説明
ー	チェックリスト	提出書類について内容等の確認を行い、✓マーク（不要書類は\）を記入してください。
1	測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（様式第1号） <u>【要原本】</u>	登記印鑑（個人は実印）を押印すること。
2	印鑑証明書	法人事業者：代表者印（会社実印） →法務局にて発行 個人事業者：事業主印（実印） →市町村発行※印鑑登録証が必要です。
3	委任状・使用印鑑届（任意様式） <u>【要原本】</u>	支店又は営業所に契約等の権限を委任する事業者のみ提出してください。

		※法人の場合には、商号（会社名）及び役職名の記載がある印を押印してください（個人の印は使用できません）。
4	登録希望業種調書（様式第2号）	南城市に登録を希望する業種のみを記載してください。
5	登録証明関係書類	営業に関し、法律上必要とする登録証明書 ※提出日現在で有効期限内にあるもの。
6	業者カード	沖縄県の様式を準用し作成。 （沖縄県へ提出した写し可）
7	経営規模等総括表（様式第3号）	沖縄県へ提出した写し可。
8	営業経歴書	沖縄県の様式を準用し作成。 （沖縄県へ提出した写し可）
9	登記事項証明書（履歴事項証明書）	法人事業者のみ
10	代表者の身分証明書	個人事業者のみ
11	代表者の登記されていないことの証明	個人事業者のみ※法務局
12	住民票抄本（本籍入り）	代表者が南城市内に本籍又は在住している場合
13	営業所一覧表（様式第4号）	
14	測量等実績調書（様式第5号）	沖縄県へ提出した写し可。 直近2年間の受注業務を業種ごとに記入してください。
15	技術者登録一覧表（様式第6号）	「資格区分コード表」を参照し入力。 合格証明書又は免許証等の写しを添付すること。 ※1人で同一資格を有している場合は上位のみ記入（免許証等の写しも上位のみ添付すること）。
16	技術職員有資格者名簿	沖縄県の様式を準用し作成 （沖縄県へ提出した写し可）
17	南城市在住従業員名簿（様式第7号）	令和3年2月1日現在 南城市在住の常勤従業員を記載すること。
18	営業証明書及び事業所案内図（様式第8号）【カラー印刷】	南城市内に本社（本店）支店又は営業所を有する事業者のみ。 営業証明書は税務課で取得できます。
19	健康保険・厚生年金保険（加入・納付）証明書	年金事務所にて発行 ※未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」（様式第9号）を提出してください。
20	労働保険証明書	労働基準監督署又は公共職業安定所にて発行 ※未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書」（様式第9号）を提出してください。
21	財務諸表	税務申告時決算書の写し可。 ※直近2年分
22	国税納税証明書 （未納額がないことの証明書）	法人事業者：その3の3 個人事業者：その3の2 →税務署にて発行 ※直近2年分（平成31年度・令和2年度）
23	県税納税証明書	法人：法人事業税

	(未納額がないことの証明書)	個人：個人事業税 → 県税事務所にて発行 ※直近2年分(平成31年度・令和2年度)
24	市町村税納税証明書 ※南城市内に支店又は営業所を設置している場合は南城市の証明書を取得してください。また、代表者以外の方が取得する場合は委任状及び窓口に来庁する方の身分証明書が必要です。	法人(法人市民税・固定資産税・軽自動車税) 個人(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税※国保加入者のみ) ※直近2年分(平成31年度・令和2年度)  ●市内事業者 (南城市内に支店又は営業所を設置する者を含む) 納税証明書(上記項目ごとに課税額・納税額がわかる資料)を税務課にて取得。 ※「完納証明書」又は「滞納のない証明書」は不可  ●市外事業者 本社住所地(本社の権限を支店又は営業所に委任する場合は、委任先の住所地)の納税証明書を取得。 ※「完納証明書」又は「滞納のない証明書」でも可  ◎市内・市外事業者共通事項 徴収猶予の適用を受けている事業所については、徴収猶予許可証等の写しを添付。
25	ISO 認証取得証明書 エコアクション21 認証取得証明書	ISO9000S、ISO14000S、エコアクション21 (提出日現在で有効期限内にあるもの)
26	障害者雇用状況報告書	公共職業安定所長への報告書 ※障害者雇用の法定義務のある事業者は、報告書の写しを、法定義務のない事業者で障害者を雇用している場合は、障害者手帳等の写しを添付。

※ 注意事項

- ① 提出書類の各種証明書は、令和2年11月2日以降に発行されたものを提出してください。ただし、商号(会社名)等記載事項に変更等がある場合は、最新の資料を提出してください。(各証明書は発行日から3ヶ月以内のものが必要となります。そのため、受付開始日の前日を基準に「11月2日以降に発行されたもの」としています。)
- ② 各種証明書について、代表者以外の方が証明書を取得する場合は「代表者からの委任状等」が必要となる場合があります。詳しくは証明書を発行する官公署等へお問い合わせください。
- ③ 徴収猶予の適用を受けている事業所については、徴収猶予許可証等の写しを添付してください。
- ④ 指定された色のファイル(グリーン)に綴ってください。
- ⑤ 個人事業者に関しては、本籍地の市町村からの「身分証明書」と東京法務局が発行する「登記されていないことの証明」(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)の2種類が必要となります。東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

## 6 資格審査結果の通知及び公表

資格審査の結果、競争入札参加資格者と認められた者は競争入札参加資格者名簿に登載し、南城市ホームページにて公表することにより申請者への通知に代えるものとします。なお、競争入札参加者と認められない者にはその旨通知します。

## 7 入札参加資格の有効期限

登録の日から令和5年3月31日（西暦2023年3月31日）までとします。ただし、同日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまで引き続き有効とします。

## 8 委託業務入札参加資格審査申請変更届について

資格審査申請提出後、申請内容に変更が生じたときは、「委託業務等競争入札参加資格申請後変更届出書」に必要書類を添付のうえ速やかに提出してください。

※ 郵送による提出も可能です。

(変更例)

No	変更事項	添付書類
1	商号名称（会社名）	登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し（法人事業者のみ） 個人事業者の場合は変更届出書のみ
2	所在地（郵便番号含む）	登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し
3	代表者	登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し 委任状・使用印鑑届（自社の営業所等に権限を委任している場合のみ）
4	電話番号及びFAX番号	変更届出書のみ
5	技術職員の増減	増員の場合、資格証明書の写し 減員の場合、変更届出書のみ
6	資本金の増減	登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し
7	使用印鑑の変更	印鑑証明書の写し 委任状・使用印鑑届（自社の営業所等に権限を委任している場合のみ）
8	合併・営業譲渡等による承継	合併・営業譲渡等に関する確認書類の写し
9	廃業	廃業届の写し

## 9 問合せ先

南城市役所土木建築部 都市建設課

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL 098-917-5350

FAX 098-917-5413